

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月10日(水) 午前10時00分から午前10時28分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 1 番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5 番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21 番 白神 勇 委員

委 員

2 番 香西 英雄 委員 3 番 中野 恒夫 委員 4 番 松本 一夫 委員

6 番 武本 章吾 委員 7 番 山本 義弘 委員 8 番 山地 康弘 委員

10 番 安田 公彦 委員 11 番 高橋 英和 委員 12 番 藤原 正美 委員

13 番 難波 明朗 委員 14 番 平井 正敏 委員 15 番 中西 公仁 委員

16 番 藤原 安信 委員 17 番 矢野 秀典 委員 18 番 片岡 泰助 委員

20 番 出口 哲士 委員 22 番 井上 保邦 委員 24 番 小山 智子 委員

4 欠席委員 3人

9 番 野口 國治 委員 19 番 石井 雄一 委員 23 番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7 番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について

議案第6号 農業基盤整備促進事業（陶中地区）の施行に係る換地計画に対する意見について

議案第7号 倉敷市農業委員会委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 大橋 浩直

事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から8月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和4年8月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号13番難波明朗委員と議席番号14番平井正敏委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて7件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が6件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】 4番についてでございますが、借受人は事業の一環として農業を行う（つまり主たる事業が農業でない）一般法人です。 ご承知のとおり平成21年の農地法改正で、農地を解除条件付きで借りる（農地を適正に利用していない場合には、貸借契約を解除する旨の条件が契約書に付されている）場合に限り、農地所有適格法人以外の一般法人であっても、農地法第3条第3項に定められた一定の要件を満たせば、貸借関係の設定が可能となりました。 解除条件付き貸借の許可要件としては ① 貸借契約書に解除条件が付されていること ② 地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営を行うこと ③ 業務を執行する役員等の1人以上が、法人が行う耕作の事業に常時従事すること

	と が必要とされますが、提出された資料ですべての要件を満たしていることが確認でき、玉島地区協議会にて審議したところ、許可相当とのご意見でした。 許可の際には、許可条件として年1回農地等の利用状況報告の義務を課す旨、許可書に明記することとし、今後要件に違反するようなことがあれば、農業委員会として適切な処置（例えば、勧告や許可の取り消し等になりますが）を検討することになります。 その他は、特に問題となるような案件は、ありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の7件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から7番までについて、許可、と決定いたします。 続きまして、3頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。

	続きまして、4頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から8頁にかけて18件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました18件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた18件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この18件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の18件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から18番について許可、と決定します。 続きまして、9頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山本委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (山本委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、9頁から15頁にかけて36件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が14件、使用貸借が22件でございます。 また、利用期間につきましては更新が11件、更新切れを含む新規が25件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが5件、農地所有適格法人によるものが3件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、36件とも承認が相当と判断いたします。

	各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第４号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第４号は、全件承認といたします。事務局、山本委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた山本委員に報告いたします。 議案第４号は、全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、１６頁をご覧ください。 議案第５号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第５号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見についての説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第５号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和４年７月１９日付（農第４２１号）で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。 市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。 今回の主な変更点は、分家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。 まず、２６ページの１．農用地区域への編入ですが、農用地等保全の観点から、表の４件が編入対象となっております。 次に、農用地区域からの除外については、２７ページ（２）の「農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域からの除外」ということで、表の３件が該当します。 この３件については、担当委員さんに事前に確認していただきましたが、いずれも問題なしということで、農振除外が適当と思われます。 また、下の表の、３．用途区分の変更ですが、農業用施設用地の用途区分の変更ということで、表の６件について変更予定です。 最後に２８ページですが、農業振興地域整備計画の変更の問題がないということであれば、この意見書案のとおり回答する予定です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、議案第５号につきましては、２８頁の意見書案のとおり回答することに、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第５号は、意見書案のとおり回答することを承認します。

	続きまして、３０頁をご覧ください。 議案第６号「農業基盤整備促進事業（陶中地区）の施行に係る換地計画に対する意見について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第６号「農業基盤整備促進事業（陶中地区）の施行に係る換地計画に対する意見についての説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 ３０頁をご覧ください。議案第５号の「農業基盤整備促進事業（陶中地区）の施行に係る換地計画に対する意見について」でございます。 提案理由でございますが、土地改良法第５２条第１項では「土地改良区は、その行う土地改良事業につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」とされております。 また、土地改良法第５２条第８項では「第１項の認可を申請するには、その申請書に係る農業委員会の同意書を添付しなければならない。」とされております。 この度、玉島陶中地区において換地計画を定めるにあたって、農業委員会の同意を求めるものでございます。 次の３１頁に位置図がございます。事業個所は太線の枠内になります。 次の３２頁が換地前の現形図でございまして、次の３３頁が換地図でございます。 換地計画では従前面積 ９５，７１１．４２㎡（９．５ha）、筆数は１６８筆、換地後の面積 ８７，６４２．３０㎡（８．７ha）、筆数は７１筆でございます。 換地計画に問題がないかどうかご確認のうえ、ご承認をお願いいたします。 なお、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、換地計画については異議なく承認とのご意見でございました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、議案第６号につきましては、同意することに、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第６号は、同意とします。 続きまして、３４頁をご覧ください。 議案第７号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第７号「倉敷市農業委員会委員の辞任についての説明】 ３４頁をご覧ください。議案第７号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」でございます。 提案理由でございますが、倉敷市農業委員会委員の辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第１３条第１項の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。 辞任届出者の氏名は石井雄一農業委員、辞任理由は一身上の都合によるものでございまして、辞任届出日は令和４年７月１４日でございます。 また、令和４年７月２５日付けで、農林水産課から同意する旨の通知がございました。

	農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定では「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされておりす。 農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決によるものとされていることから、この度、議案として上程させていただいたところでございます。 ご本人の状況でございますが、XXXXXXXXXX今後の農業委員会業務に支障をきたすとのことから辞任のご意向でございます。事務局といたしましては、辞任は致し方ないと考えております。 本日ご承認いただけましたら、任命権者である市長へ同意した旨を通知し、決裁日をもって辞任となります。 委員の補充についてでございますが、倉敷市農業委員会の委員の選任に関する規則第10条第2項に「農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則の定めるところにより、速やかに補充するものとする。」と規定されていることから、この度の補充は行わないことといたします。 事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、議案第7号につきましては、同意することに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第7号は、同意とします。 ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第6号について報告・説明】 大橋です。報告いたします。 35頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、35頁から42頁にかけて19件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に43頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、43頁にかけて5件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に44頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、44頁から51頁にかけて43件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に52頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが52頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に53頁をお開きください。

	報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、53頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 次に54頁をお開きください。 報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが54頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。 次に追加議案をご覧ください。 追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。 これについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	塩見でございます。それではご説明させていただきます。 追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、1名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。 区域「倉敷東2（中庄・中庄団地・黒崎・鳥羽・徳芳）」、氏名「清田 強（せいた つよし）」、住所「倉敷市[REDACTED]」、生年月日「[REDACTED]」でございます。 提案理由でございますが、推進委員の辞職に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものでございます。 募集は令和4年7月1日から7月29日まで行い、1名の推薦がございました。 候補者につきましては、本日（8月10日）候補者評価委員会を開催し、候補者と決定いたしました。 議案にありますとおり、清田 強（せいた つよし）氏を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものでございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」承認することに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することを決定します。

吉井副参事	以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。 【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 （次回総会の日程案内など連絡） 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は9月14日（水）です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 （閉会 午前10時28分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年8月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員